

平成28年度

指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について

平成28年度指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について

(ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。)

1 基本方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害児通所支援等を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成28年4月20日施行）
- (3) 指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（平成27年5月25日施行）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害児入所施設（指定医療機関除く。）
- (2) 指定障害児通所支援事業所（保育所等訪問支援含む。）

4 指導の形態

- (1) 集団指導
指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害児通所支援又は障害児入所支援の取扱い、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る費用の請求の内容、制度改正内容等について講習等の方式により行う。
- (2) 実地指導
指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

指定障害児通所支援事業者等を対象に年1回実施する。

6 実地指導

- (1) 対象選定方法
対象事業所の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。
また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

- (2) 指導体制
2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

- ・ 指定障害児入所施設：原則1日
- ・ 指定障害児通所支援事業所：原則半日

(4) 指導の重点事項

- ① 法令遵守事項
 - 人員、設備及び運営の状況
 - ・ 必要なサービス提供人員の配置状況
 - ・ サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
 - ・ 利用者等に求めることができる金銭の範囲
 - ・ 個別支援計画の作成の状況
 - ・ 非常災害対策、感染症等対策の状況
 - グループホーム火災を踏まえた防災・防火対策（避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底
 - ・ 苦情解決体制の整備状況
 - ・ 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）
 - ・ 個人情報の適切な取扱い 等
 - 業務管理体制
 - ・ 届出の周知徹底及び一般検査の実施
- ② 報酬等請求事項
 - 障害児入所給付費及び障害児通所給付費（以下「障害児支援給付費」という。）の算定 等
 - ③ サービス提供事項
 - 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進
 - 障害児虐待及び身体拘束についての認識の普及
 - 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
 - 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

7 監査

(1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所、児童計画相談支援事業所等へ寄せられる苦情、障害児給付費の請求データ等の分析から特異傾向の発覚、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。
なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

ア 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該指定障害児支援等事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

イ 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害児通所支援等の内容、障害児支援給付費の算定又はその請求に關し不当な事実を確認したときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、当該指摘事項に關し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、障害

児給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

ウ 効告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記アの文書指摘等以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

上記ウの勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止の処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等の指定等を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

カ 加算金

指導・監査の結果、障害児支援給付費の返還が生じる場合であって、指定障害児通所支援事業者等が偽りその他不正の行為により障害児支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該指定障害児通所支援事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

キ 公表

上記ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかつた場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記エ又はオの処分を行つた場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

上記エ及びオの処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

ケ 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1) 集団指導

平成28年6月3日（北部会場）、6月10日（南部会場）にて開催

(2) 実地指導

平成28年6月～平成29年3月

指定障害児通所支援等事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」）又は指定障害児入所施設等の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）

（以下「指定障害児通所支援等事業者等」と総称する。）に対し、障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児支援給付費等」という。）の支給に係る障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容等に関する指導について基本的事項を定めることにより、障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

（指導の方針）

第2条 指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第49号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第50号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）等（以下「基準条例等」という。）に定める指定障害児通所支援等の取扱、障害児支援給付費等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを基本方針として実施する。

（指導の体制）

第3条 指導は、健康福祉部障害者支援課及び各広域振興局健康福祉部の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

（指導の形態等）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

（1）集団指導

ア 集団指導は、府が指定の権限を持つ障害児通所支援等事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
イ 集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

（2）実地指導

実地指導は、府が指導の対象となる指定障害児通所支援等事業者等に対し、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において実地に行う。

（指導対象の選定基準）

第5条 指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（1）集団指導

全ての指定障害児通所支援等事業者等について、障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて、選定して実施する。

（2）実施指導

ア 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない指定障害児通所支援等事業者等。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している指定障害児通所支援等事業者等を除く。

イ 市町村等からの情報提供により、実地指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等

ウ その他実地指導が必要と認められる指定障害児通所支援事業者等

（指導担当者）

第6条 指導は2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として主任以上の職にあるものを充てる。ただし、第4条第1号に定めるものについてはこの限りではない。

（指導方法等）

第7条 指導方法等は次のとおりとする。

（1）集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

イ 指導方法

（ア）集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

（イ）集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

（2）実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

（ア）根拠規定

（イ）日時及び場所

（ウ）指導担当者

（エ）出席者

（オ）準備すべき書類等

イ 事前資料の提出

実地指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求めることができる。

ウ 指導方法

実地指導は、別に定める実地指導に関する「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から関係書類等を基に説明を求める。

エ 講評

実地指導の結果については、実地指導終了後、現地において事業者等の責任者等に対して、講評を行う。

（指導結果の通知等）

第8条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び障害児支援給付費等に係る費用の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 当該障害児通所支援等事業者等に対して、文書で指摘した事項について、文書により改善報告

を求めるものとする。

- 3 実地指導の結果、第2条に掲げる基準条例等に違反している事実が確認され、かつ必要があると認められる場合は、法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16、第24条の17に規定する「勧告、命令等」「指定の取消し等」の措置を講じる。この場合、当該措置に係る通知等については指定障害児通所支援等事業者等監査要綱第7条及び第9条の規定の規定によるものとする。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに指定障害児通所支援等事業者等監査要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
(2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合。

(市町村等への情報提供)

第10条 指導結果及び改善報告書の内容については、市町村に情報の提供を行う。

(指摘に伴う自主返還措置)

第11条 指定障害児通所支援等事業者等に対する実地指導において、指定障害児通所支援等の内容、障害児支援給付費等の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。この場合において、指摘を行った事項について、全利用者の障害児支援給付費等の明細書等の関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検の上、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

- 2 該当する市町村に対し、当該指定障害児通所支援等事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。
3 一定期間を経過しても返還が行われない事業者については、速やかに監査を実施する。

(指導の拒否への対応)

第12条 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、指定障害児通所支援等事業者等監査要綱に基づき監査を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第13条 第7条から前条までの規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成27年5月25日から施行する。

この要綱は平成28年4月20日から施行する。

指定障害児通所支援等事業者等指導要綱の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 (案)
指定障害児通所支援等事業者等指導要綱	指定障害児通所支援等事業者等指導要綱
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(指導対象の選定基準)	(指導対象の選定基準)
第5条 指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。	第5条 指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
(1) 集団指導 全ての指定障害児通所支援等事業者等について、障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び 過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて、 <u>集団</u> を選定して実施する。	(1) 集団指導 全ての指定障害児通所支援等事業者等について、障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び <u>障害者虐待事案をはじめとした</u> 過去の過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて、 <u> </u> 選定して実施する。
(2) (略)	(2) (略)
((指導担当者))	((指導担当者))
第6条 (略)	第6条 (略)
(指導方法等)	(指導方法等)
第7条 指導方法等は次のとおりとする。	第7条 指導方法等は次のとおりとする。
(1) 集団指導 ア 指導通知 指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。	(1) 集団指導 ア 指導通知 指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

イ 指導方法

- (ア) 集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
- (イ) 集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。
- (2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

- (ア) 根拠規定
(イ) 日時及び場所
(ウ) 指導担当者
(エ) 出席者
(オ) 準備すべき書類等

イ～エ (略)

第8条～第14条 (略)

附 則

この要綱は平成27年5月25日から施行する。

イ 指導方法

- (ア) 集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
- (イ) 集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。
- (2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (ア) 根拠規定
(イ) 日時及び場所
(ウ) 指導担当者
(エ) 出席者
(オ) 準備すべき書類等

イ～エ (略)

第8条～第14条 (略)

附 則

この要綱は平成27年5月25日から施行する。

この要綱は平成28年 月 日から施行する。

指定障害児通所支援等事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21及び第24条の15の規定により、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」）又は指定障害児入所施設等の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」と総称する。）が行う障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援又は指定障害児入所支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保並びに障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

（監査の方針）

第2条 監査は、指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16、第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

（監査の体制）

第3条 監査は、健康福祉部障害者支援課及び各広域振興局健康福祉部の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第4条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - イ 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる苦情
 - ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す情報
 - エ 正当な理由がない実地指導の拒否の情報
- （2）実地指導において確認した指定基準違反等の情報

（監査担当者）

第5条 監査は2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として主査以上の職にあるものを充てる。

（監査方法等）

第6条 監査の方法等は次のとおりとする。

（1）報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援等事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

なお、市町村から指定基準違反等との通知があったときは、すみやかに第7条に定める措置を取るものとする。

（2）監査結果の通知等

- ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。
- イ 報告書の提出
当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

（監査後の措置）

第7条 監査後の措置は次のとおりとする。

（1）行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16及び第24条の17に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

- （ア） 指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の22第1項及び第24条の16第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- （イ） 指定障害児通所支援等事業者等が勧告に従わなかったときは、第21条の5の22第2項及び第24条の16第2項の規定により、その旨を公表することができる。

(ウ) 指定障害児通所支援等事業者等は、勧告を受けた場合においては、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

(ア) 指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、第 21 条の 5 の 22 第 3 項及び第 24 条の 16 第 3 項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(イ) 命令をした場合には、第 21 条の 5 の 22 第 4 及び第 24 条の 16 第 4 項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(ウ) 指定障害児通所支援等事業者等は、命令を受けた場合において、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、第 21 条の 5 の 23 第 1 項各号及び第 24 条の 17 各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第 57 条の 2 第 1 項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ アの場合において返還処分にいたらないと認められる場合には「指定障害児通所支援等事業者等指導要綱」の実地指導に準じた指導を行うものとする。

ウ 監査の結果、指定障害児通所支援等の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5 年間とする。

エ 勧告又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第 57 条の 2 第 4 項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(4) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第 21 条の 5 の 24 及び第 24 条の 18 の規定により速やかにその旨を公示するとともに、その指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村等に対し連絡する。

(法に基づく権限行使)

第 8 条 前 2 条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(指導調整会議)

第 9 条 第 7 条に規定する措置について検討するため、健康福祉部内に「指定障害児通所支援等事業者等指導調整会議」を置く。

2 「指定障害児通所支援等事業者等指導調整会議」について必要な事項は別に定める。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 5 月 25 日から施行する。